



様式第4号(第6条関係)

一般廃棄物処理業許可証

宇城市環第1461号

住 所 八代市鏡町鏡村33番地6

氏 名 株式会社 津田

代表取締役 田村 勇喜

令和8年2月20日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については宇城市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年宇城市条例第134号)第10条第1項の規定により次のとおり許可する。

令和8年2月24日

宇城市長 末松 直洋



- | | |
|----------------------------------|--------------------------------|
| 1 許可業種 | 処分業 |
| 2 取扱う一般廃棄物の種類 | し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物 |
| 3 一般廃棄物を収集、運搬する区域 | 宇城市全域 |
| 4 一般廃棄物の最終処分地
(処分業の場合は、施設の場所) | 宇城市松橋町東松崎643番地1 |
| 5 許可期限 | 令和 8年 4月 1日から
令和10年 3月31日まで |
| 6 許可車両番号(処分業の場合は、処理方法及び処理能力等) | |

処理方法	名称	処理能力
選別・分級	トロンメル	32.00 t
破碎	一軸式万能破碎機SC-75	60.10 t
固形燃料化・減容固化	MK-150Ⅲマルチホーマー	12.46 t
選別	手選別	